給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄	新年度		現年度	
		他市課税		他市課税
		処理済		処理済
		普通徴収		普通徴収
		課税なし		課税なし

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

御注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

久喜市長 あて 令和　　年　　月　　日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	住所（居所）又は所在地	〒
		フリガナ	
		氏名又は名称	
		代表者の職・氏名	
		個人番号又は法人番号	

特別徴収義務者指定番号		※市町村ごとに異なります
宛名番号		
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	
	氏名	
	電話	

給与所得者			(ア)特別徴収税額（年税額）	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日
受給者番号(整理番号)	フリガナ					
	氏名	（旧姓）	円	月から 月まで	月から 月まで	・・
生年月日	昭和・平成　年　月　日					
個人番号				円	円	
1月1日現在の住所						
給与の支払を受けなくなった後の住所						

異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額
1．退職 2．転勤 3．合併 4．休職 5．長期欠勤 6．死亡 7．会社解散 8．住所誤報 9．その他 （特別徴収不可）	1．特別徴収継続 2．一括徴収 （1月以降は必須） （　　月分で納入） （　月　日納期分） 3．普通徴収 （理由　　）	円 控除社会保険料額 円

※「9．その他（特別徴収不可を選択された場合は、普通徴収理由欄に普通徴収該当事由等を必ずご記入ください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
1．異動が令和　年　12 月　31 日までで、申出があったため（　月　日申出）	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)と同額）
2．異動が令和　年　1 月　1 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため		円	円

※市記入欄	

◎転勤（転職）等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号（※ 新規事業所の場合は記入不要です。）		受給者番号		新しい勤務先では 月割額　　円を 月分から徴収し、納入します。	
新しい勤務先の住所（居所）又は所在地	〒	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係		
フリガナ			氏名		
氏名又は名称					
代表者の職・氏名			電話	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
個人番号又は法人番号				納入書　要　・　不要	

eLTAXにて当該年度の給与支払報告書を提出した実績（他市区町村を含む）	有・無	eLTAX提出実績が有の場合、税額通知の受取方法の希望	特別徴収義務者用：電子・書面 納税義務者用：電子・書面	通知先メールアドレス（電子の場合）		eLTAX利用者ID（電子の場合）

※電子受取を希望される場合は、それぞれ下記の項目が必須となります。
特別徴収義務者用通知
・通知先メールアドレス
納税義務者用通知
・通知先メールアドレス
・受給者番号
また、提出先自治体に久喜市を登録されていない場合は、利用届出（変更）により久喜市を追加してください。
当市に給与支払報告書の提出がなく、受取方法について指定がない場合には、書面で通知します。

【提出先】〒346－8501　埼玉県久喜市下早見85番地の3　久喜市役所　市民税課　市民税第2係
【連絡先】代表電話：0480－22－1111　FAX：0480－23－6905　FAXの場合は、後日、原本の郵送をお願いします。《 FAX送信する書類には、個人番号（マイナンバー）を記載しないでください 》